

「令和8年度広島県食品衛生監視指導計画（案）」に係る  
県民意見募集（パブリックコメント）の内容とその対応について

1 要旨

食品衛生法に基づき毎年度定める「令和8年度広島県食品衛生監視指導計画（案）」について、県民の意見を募集したところ、1件の意見が寄せられたので、その内容と考え方について公表する。

2 意見の募集期間及び提出方法

募集期間：令和8年2月16日（月）から3月17日（火）

提出方法：郵送、ファックス、電子メール

3 意見の件数等

1件

4 意見の内容及び意見に対する県の考え方

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方	該当ページ
1	<p>家事代行・料理代行サービスにおける食品衛生指針の策定および監視指導の強化について</p> <p>共働き世帯や高齢世帯の増加に伴い、家庭内調理を代行するサービスが急増していますが、以下の3点において、現在の監視指導計画では網羅しきれない重大なリスクが生じています。</p> <p>1. 脱法的な無許可営業の横行：「家事代行」と称しながら、スタッフの自宅等の非許可施設で調理し配送する（実質的な惣菜製造業）事例や、ベビーマッサージ教室等のイベント付随サービスとして無許可で手料理をふるまう事例が散見されます。</p> <p>2. 専門知識の欠如：資格不要で従事できるため、食中毒予防の基礎知識や、アレルギー管理、高齢者の誤嚥（ごえん）防止に関する知識がないまま現場に出ている実態があります。</p> <p>3. 業界全体の信用失墜：一部の不適切な運用による事故は法令を遵守する事業者の経営を危うくし、県民の食の安全を脅かします。</p> <p>今現在、資格がいらず誰でもできるサービスですが、今後市場は拡大していくものと思われます。利用者にとって安全なサービスとなることを願います。</p>	<p>本計画においては、単なる調理技術の提供など、食品衛生法等の規制の対象ではない業態への監視指導を対象としていませんが、県民の皆様を対象とした、食品による危害発生防止のための情報提供については、本計画に基づき、実施していくこととしています。</p> <p>なお、無許可営業が疑われる事例については、実態を把握して適切に対応する必要がありますので、管轄の保健所へ御連絡下さい。</p>	—